

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年8月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600020 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1600021 号

第 1 結論

平成元年 1 月から同年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 1 月から同年 4 月まで

私は、平成元年 3 月頃に、A 市の者と名のる人が、自宅のアパートに訪ねて来て、国民年金の加入手続と保険料の納付について説明してくれたので、納付すべき保険料の金額を聞いた上で、後日納付する旨約束し、金融機関で、保険料に充てるため 4 万円の現金を引き出した。その後、平成元年 4 月頃に、同じ人が来てくれたので、4 万円より少ない金額を納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 4 か月と短期間である上、請求者は、請求期間以外の国民年金の加入期間において、保険料の未納はないことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者が所持する年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年*月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が初めて行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 57 年*月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、請求者は、請求期間の直前において厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者資格を喪失しているところ、請求者の年金記録については、請求期間中に当たる平成元年 2 月から同年 3 月までの間にかけての記録整備により、厚生年金保険被保険者手帳記号番号の統合、請求者の氏の変更及び当時居住していた A 市への住所変更が行われ、これらとともに、直近の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成元年 1 月まで遡って、国民年金の被保険者資格を再取得する事務処理が行われたことが

確認できる。このため、請求者は、請求期間において国民年金の被保険者であり、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、請求者は、請求期間の保険料をまとめて納付するに至った一連の経緯や、保険料に充てたとする現金の用意方法を具体的に陳述していること、請求者の陳述する保険料の納付時期は上述の記録整備の時期と、その納付方法はA市の回答と符合していること、及び請求者が用意したとする金額は、請求期間の保険料をまとめて納付した際の金額とおおむね一致していることを踏まえると、上述のとおり、4か月と短期間である請求期間の保険料を、請求者が納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600114号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600126号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年12月18日は27万円、平成17年7月20日は15万6,000円、平成17年12月16日は28万6,000円、平成18年12月13日は27万9,000円、平成19年12月18日は30万円に訂正することが必要である。

平成15年12月18日、平成17年7月20日、平成17年12月16日、平成18年12月13日及び平成19年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月18日、平成17年7月20日、平成17年12月16日、平成18年12月13日及び平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年12月13日
⑤ 平成19年12月18日

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が支払われていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の事業主から提出された平成15年の賃金台帳及び請求者から提出された普通預金異動明細表により、請求者は、同事業所から賞与が支払われていたことが確認できるところ、複数の同僚から提出された当該期間

に係る給与支給明細書（賞与）（以下「賞与明細書」という。）から判断すると、請求者は、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳、普通預金異動明細表及び複数の同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが必要である。

請求期間②、③及び④について、請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、請求期間②は16万円、請求期間③及び④は30万円の標準賞与額に見合う賞与が支払われ、請求期間②は15万6,000円、請求期間③は28万6,000円、請求期間④は27万9,000円に見合う厚生年金保険料（請求期間②は1万864円、請求期間③及び④は2万370円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②、③及び④に係る標準賞与額については、請求者の所持する賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は15万6,000円、請求期間③は28万6,000円、請求期間④は27万9,000円とすることが妥当である。

請求期間⑤について、請求者から提出された普通預金異動明細表及び複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤の標準賞与額については、普通預金異動明細表及び複数の同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600052号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600127号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和57年6月1日から昭和57年3月22日に訂正し、昭和57年3月から同年5月までの標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和57年3月22日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年3月22日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年3月22日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社B営業所から同社本社へ転勤した際の厚生年金保険の記録がない。継続して勤務していたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、C厚生年金基金の記録及びA社の事業主の陳述により、請求者は、同社に継続して勤務し(昭和57年3月22日に同社B営業所から同社本社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の昭和57年6月の記録及び当該期間のC厚生年金基金の記録から、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和57年3月22日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し

提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600045 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600022 号

第 1 結論

昭和 46 年*月から昭和 52 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 26 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 46 年*月から昭和 52 年 2 月まで

私は、母親の勧めにより 20 歳を契機に国民年金に加入した。保険料については、1 年分まとめて納付すると割引があったため、その年の 4 月頃に 1 年分まとめて納付したり、まとめて納付できなかったときは 4 回に分割して金融機関で納付したりしたと思う。婚姻の際に請求期間当時に所持していた年金手帳を嫁ぎ先の経営していた会社に提出したことも覚えているので、請求期間について、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、母親の勧めにより 20 歳を契機に国民年金に加入したとしているものの、加入手続を行ったとする具体的な時期及び場所については覚えていないとしていることから、請求者の国民年金の加入手続に係る詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和 52 年 3 月頃に A 市において払い出されたものと推認され、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 52 年 3 月以降の期間について任意加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、婚姻の際に嫁ぎ先の経営していた会社に提出した請求期間当時に所持していた年金手帳に関して、その後自身の手元に返却された現在所

持している年金手帳と同じものか否か定かではない旨の陳述をしているところ、請求者が現在所持する年金手帳には、昭和 52 年 3 月に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されているほか、請求者が居住している A 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、昭和 52 年 3 月に任意加入被保険者として資格を取得したとされており、年金手帳及び国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、請求者が請求期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたとする事情を導き出すことができない。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600131 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600023 号

第 1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 32 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 54 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで

婚姻（昭和 58 年 10 月）を機に、A 市 B 区役所で妻が夫婦二人の国民年金加入手続をした。年金手帳の交付を受ける際、区役所職員から未納分の保険料を納付するように勧められ、妻が夫婦二人の未納分の保険料を納付書により B 区役所で納付したが、請求期間の保険料は未納となっている。未納分の保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において請求期間を除き保険料の未納はなく、保険料納付意識が高かったことがうかがわれる。

請求者は、国民年金加入手続時に、B 区役所で未納分の保険料を納付するよう勧められたとしているところ、A 市は、当時、区役所には過年度保険料の納付書があり、申請があれば区役所で納付書を作成していたとしており、区役所職員が加入手続時に未納分の保険料を遡って納付するよう勧めたとしても不自然ではない。

しかしながら、請求期間は 60 月に及ぶところ、請求者は、婚姻（昭和 58 年 10 月）を機に、妻が夫婦二人の国民年金加入手続を行い、その頃に請求期間の保険料を遡って納付したと陳述しているが、仮に婚姻時に加入手続をしたとしても、その時点において、請求期間のうち昭和 54 年 4 月から昭和 56 年 6 月までの保険料は、既に 2 年の時効が成立しており、請求期間全ての期間の保険料を納付することはできなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月に A 市 B 区において夫婦連番で払い出されており、オンライン記録における請求者夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者

の資格取得状況から、請求者夫婦の国民年金加入手続は昭和 61 年 3 月頃に行われたものと推認される。このことは、i) A市の請求者夫婦に係る被保険者名簿が昭和 61 年 4 月 17 日作成され、夫婦ともに加入手続が遅延したことを示す「モレシヤ」（請求者については、「モレシヤ」に加え「C」）の記載があること、ii) A市の請求者夫婦に係る当該年度の保険料納付状況を示す国民年金保険料検認状況一覧票が、昭和 60 年度分から作成されていることとも符合する。請求者夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者夫婦の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、この加入手続の際、夫婦ともに昭和 54 年 4 月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと推認される。この加入手続時期（昭和 61 年 3 月頃）を基準とすると、請求期間のうち昭和 54 年 4 月から昭和 58 年 12 月までの保険料は、時効により納付することができない。

さらに、上述の請求者の国民年金加入手続時期（昭和 61 年 3 月頃）を基準とすると、請求期間のうち昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、過年度保険料として納付することが可能であった。しかし、オンライン記録によると、i) 請求者夫婦は当該期間の直後に当たる昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの保険料を、時効間際の昭和 61 年 7 月に過年度納付し、ii) 同じく昭和 61 年 7 月に同年 4 月から同年 6 月分の現年度保険料を納付していることが確認できるものの、昭和 61 年 7 月以前に請求者夫婦が保険料を納付した形跡は見当たらないことから、請求者夫婦は、保険料の納付を昭和 61 年 7 月から開始したものと考えられ、この時点で当該期間の保険料は時効により納付できなかったものと推察される。

加えて、オンライン記録によると、請求者夫婦は上述の過年度納付のほか、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの保険料を昭和 61 年 10 月に、昭和 59 年 10 月から同年 12 月の保険料を昭和 62 年 1 月に、それぞれ時効間際に過年度納付した後、昭和 62 年 2 月に昭和 60 年 1 月から同年 3 月分の保険料を、昭和 62 年 4 月に昭和 60 年度（12 月分）の保険料を過年度納付している。A市の請求者に係る被保険者名簿には、これら過年度納付の事跡は記録されているが、請求者が請求期間の保険料を過年度納付した形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500846号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600125号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年6月1日から平成9年6月30日まで
請求期間のうちの数か月間、A社で勤務していたにもかかわらず、年金記録には同社の記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、商業登記簿謄本によれば、A社は平成17年9月*日に破産終結していることが確認できるところ、同社の請求期間当時の事業主は請求期間当時の資料の保管はない旨の陳述をしている。

また、A社の請求期間当時の事業主及び事務担当者並びに複数の同僚に照会を行ったが請求者が同社に勤務していたことをうかがえる回答及び陳述は得られなかった。

さらに、請求者の請求期間に係る雇用保険の記録は確認できない上、請求者が請求期間後に勤務した事業所が保管している請求者に関する履歴書の職歴欄にA社の記載は確認できない。

加えて、オンライン記録により、請求者は請求期間を含む平成6年5月1日から平成9年7月22日まで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。